

(その1)

収支報告書

令和 2 年分

(令和 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) 森川 みつあき 後援会

2 主たる事務所の所在地 香川県木田郡三木町下高岡 2122

3 代表者の氏名 佐藤 光男

4 会計責任者の氏名 森崎 由美子

事務担当者の氏名及び電話番号 森崎 由美子 (087) 845-4721

Table with 2 columns: 政治団体の区分. Includes checkboxes for 政党, 政党の支部, 政治資金団体, and 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体.

Table with 2 columns: 活動区域の区分. Includes checkboxes for 2以上の都道府県の区域等 and 同一の都道府県の区域内.

Table with 2 columns: 資金管理団体の指定の有無. Includes checkboxes for 有 and 無, and a section for 公職の種類 and 資金管理団体の届出をした者の氏名.



Table with 2 columns: 国会議員関係政治団体の区分. Includes checkboxes for 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 and 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体.

Table with 2 columns: 資金管理団体の指定の期間. Includes fields for 令和 年 月 日から and 令和 年 月 日まで.

Table with 2 columns: 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間. Includes fields for 令和 年 月 日から and 令和 年 月 日まで.

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 この報告書は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で、その年におけるすべての収入及び支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。)の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載すること。
3 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
4 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「□」に「✓」を記入すること。
5 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。

(その2)

## 収支の状況

### 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額				552
(前年からの繰越額)				552
(本年の収入額)				0
支出総額				0
翌年への繰越額				552

1 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいい、支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積もった金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。

### 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額				
員数				

2 (1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額			
	十億	百万	千	円
(ア) 個人からの寄附				
(うち特定寄附)				
(イ) 法人その他の団体からの寄附				
(ウ) 政治団体からの寄附				
小計((ア)+(イ)+(ウ))				
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				
イ 政党匿名寄附				
合計(ア+イ)				

(2) 寄附(法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附(寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。(3)及び(その9)において同じ。)を除く。(その9を除き、以下同じ。))については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載するものとし、寄附のうち寄附のあっせんに係るものについては、その総額を記載すること。なお、個人からの寄附のうち、特定寄附(法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。)については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

(3) 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

12月31日において有する資産等(土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金(普通預金及び当座預金を除く。(その18)において同じ。)又は貯金(普通貯金を除く。(その18)において同じ。)、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。(その18)において同じ。)については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入すること。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領 収 書 等 の 写 し
- 2 監 査 意 見 書 (政 党 本 部 及 び 政 治 資 金 団 体 に 限 る。)
- 3 政 治 資 金 監 査 報 告 書 (国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 に 限 る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令 和 3 年 3 月 5 日

政 治 団 体 の 名 称

森川みつあき後援会

会 計 責 任 者 の 氏 名

森崎 由美子



代 表 者 の 氏 名  
(解 散 の 場 合 の み)

印

- 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 2 解散の場合のみ、代表者も記名押印又は署名をすること。
- 3 この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあつては監査意見書及び領収書等の写し、国会議員関係政治団体(当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。)にあつては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあつては、領収書等の写しを提出すること。なお、第9条第2項第1号に掲げる場合にあつては、振込明細書の写しを当該振込み明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。